

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年2月27日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達物品及び数量 (単価契約) 濃縮淡水クロレラ
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 間 自) 令和5年4月 1日  
至) 令和6年3月31日
- (4) 調達機関及び納入場所 入札説明書による。
- (5) 入 札 方 法 入札金額は、それぞれの単価に各庁舎予定数量を乗じて算出した額を合算した金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価と事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付  
長崎県長崎市多以良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所長崎庁舎 管理部門管理課  
電 話 095-860-1605  
F A X 095-860-7767

② 郵送による交付  
封書に「(単価契約)濃縮淡水クロレラ入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付  
任意書式に「(単価契約)濃縮淡水クロレラ入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年3月8日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はFAXにて質問を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所に伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び場所 令和5年3月16日12時00分  
3. ①に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時、場所 令和5年3月17日15時00分  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所長崎庁舎 会議室

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
②当機構との間の取引高  
③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）



# 購入仕様書

1. 品名 (単価契約) 濃縮淡水クロレラ
2. 規格 10L / 1箱  
1L / 1箱
3. 仕様 濃縮淡水クロレラ  
ワムシ培養を目的としていることから、以下の仕様を満たす製品であること。
  - (1) 製品は、3～6ミクロン細胞の淡水クロレラを100億細胞/mL以上、乾物重量で145g/L以上に濃縮した溶液とする。
  - (2) 製品には、ワムシの必須ビタミンであるB12が300 $\mu$ g/L以上含有されていること。
  - (3) 製品は冷蔵輸送すること。
  - (4) 5℃で2週間以上の保存が可能であること。
  - (5) 契約締結者は、当所職員が連絡した指定数量を納入希望日に指定場所へ納入すること。また、製品は、連絡を受けた日より3日以内に製造された製品を発送し、5日以内に納入すること。さらに台風等の天候悪化による船舶運航が危ぶまれる場合は、3日以内に納入すること。
4. 予定数量 別紙のとおり  
※数量は購入数量を保証するものではなく、増減があり得る。
5. 納入期間 自) 令和5年4月 1日  
至) 令和6年3月31日
6. 発注及び納入場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
  - ① 長崎庁舎 : 〒851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8
  - ② 宮古庁舎 : 〒027-0097 岩手県宮古市崎山4-9-1
  - ③ 五島庁舎 : 〒853-0508 長崎県五島市玉之浦町布浦122-7
  - ④ 奄美庁舎 : 〒894-2414 鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原955-5
  - ⑤ 八重山庁舎 : 〒907-0451 沖縄県石垣市桴海大田148
  - ⑥ 宮津庁舎 : 〒626-0052 京都府宮津市小田宿野1721番地
  - ⑦ 百島庁舎 : 〒722-0061 広島県尾道市百島町1760
  - ⑧ 南勢庁舎 : 〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
  - ⑨ 玉城庁舎 : 〒519-0423 三重県度会郡玉城町昼田224-1
  - ⑩ 上浦庁舎 : 〒879-2602 大分県佐伯市上浦大字津井浦
7. 特記事項
  - (1) 発注は、各庁舎調達担当者より行う。
  - (2) 契約締結者の希望時期、数量での発注は行わない。
  - (3) 納入にかかる費用は、契約締結者が負担すること。
  - (4) 製品に不具合があった場合には、迅速に対応すること。  
ワムシの培養不調などの原因として製品が疑われた場合、速やかに検証が可能となるよう製造元もしくは契約締結者が、同一製造ロットの保存及び検証に必要な培養試験設備・材料・人員などを確保して検証する能力を有していること。そして製品に不具合があった場合に速やかに異なった製造ロットの製品を提供することができること。

(5) 契約締結者は納入を完了し、検査職員の検査に合格した後、1ヶ月分をとりまとめ、その翌月に以下の請求先に請求を行うこと。

請求書送付先 (水産技術研究所内以下の庁舎宛)	請求内容
長崎庁舎 851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8	①長崎庁舎 発注分 ②宮古庁舎 発注分 ③五島庁舎 発注分 ④奄美庁舎 発注分 ⑤八重山庁舎 発注分
廿日市庁舎 〒739-0452 広島県廿日市市丸石2-17-5	⑥宮津庁舎 発注分 ⑦百島庁舎 発注分
南勢庁舎 〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1	⑧南勢庁舎 発注分 ⑨玉城庁舎 発注分 ⑩上浦庁舎 発注分

8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

購入仕様書 別紙

(単価契約) 濃縮淡水クロレラ

庁舎名		予定数量	
		10L/箱	1L/箱
①	長崎庁舎	10	-
②	宮古庁舎	-	20
③	五島庁舎	100	-
④	奄美庁舎	150	-
⑤	八重山庁舎	25	-
⑥	宮津庁舎	27	17
⑦	百島庁舎	10	-
⑧	南勢庁舎	13	-
⑨	玉城庁舎	16	-
⑩	上浦庁舎	26	-
合 計		377	37

※数量は購入数量を保証するものではなく、増減があり得る。